

建設工事に係る最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の見直しについて

令和8年4月1日 適用
秋田県湯沢市

建設業の健全な発達や工事品質の確保に向けて、契約価格の適正化や実効性のあるダンピング対策の充実を図るため、令和4年3月4日付けで改定された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（中央公契連モデル）に準じて、湯沢市が発注する建設工事に係る最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式を変更します。

1. 最低制限価格の設定対象について（令和7年4月1日一部改正）

設計額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）が、200万円を超える建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下、「建設工事等」という。）について、最低制限価格を適用しています。

最低制限価格を下回る金額で入札した場合は失格となります。

なお、最低制限価格は事後公表とします。

2. 算出方法及び見直しの内容

（1）建設工事

※ 建設工事における、最低制限価格の算出の計算方法に変更はありません。

（2）建設コンサルタント業務等

※ 建設コンサルタント業務等における、最低制限価格の算出の計算方法について、令和8年4月1日以降に公告となる案件より**変更があります**。

【令和8年3月31日まで】

測量業務
(算出の基礎) 直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 (最低制限価格の調整) 算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額(千円未満切捨て)とし、10分の6に満たない場合は、入札書比較価格に10分の6(千円未満切上げ)を乗じて得た額とする。



【令和8年4月1日以降】

測量業務
(算出の基礎) 直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に10分の6.5を乗じて得た額 (最低制限価格の調整) 算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額(千円未満切捨て)とし、10分の7.5に満たない場合は、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額(千円未満切上げ)とする。

土木関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務(業務価格が業務原価(直接業務費+技術経費及び諸経費)で構成されている場合)
(算出の基礎) 直接業務費に10分の9を乗じて得た額 技術経費及び諸経費の合計に10分の6を乗じて得た額

土木関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務(業務価格が業務原価(直接業務費+技術経費及び諸経費)で構成されている場合)
変更なし
変更なし

【令和8年3月31日まで】

土木関係建設コンサルタント及び補償 コンサルタント業務（業務価格が業務 原価（直接原価+その他原価）で構成 されている場合）
（算出の基礎）
直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に10分の9を乗じて得 た額 一般管理費等の額に10分の5を乗じて 得た額
（最低制限価格の調整）
算出の基礎となる額の合計額が、入札書 比較価格に10分の9を乗じて得た額を超 える場合は、入札書比較価格に10分の9を 乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、10 分の6に満たない場合は、入札書比較価格 に10分の6を乗じて得た額（千円未満切上 げ）とする。



【令和8年4月1日以降】

土木関係建設コンサルタント及び補償コ ンサルタント業務（業務価格が業務原価 （直接原価+その他原価）で構成されて いる場合）
（算出の基礎）
直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に10分の9を乗じて得た 額 一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて 得た額
（最低制限価格の調整）
算出の基礎となる額の合計額が、入札書比 較価格に10分の9を乗じて得た額を超える 場合は、入札書比較価格に10分の9を乗じ て得た額（千円未満切捨て）とし、10分の7.5 に満たない場合は、入札書比較価格に10分 の7.5を乗じて得た額（千円未満切上げ）と する。

【令和8年3月31日まで】

建築営繕業務（工事監理を含む）
（算出の基礎）
直接人件費及び特別経費の合計に10分 の9を乗じて得た額
技術料等経費及び諸経費の合計に10分 の6を乗じて得た額
（最低制限価格の調整）
算出の基礎となる額の合計額が、入札 書比較価格に10分の8を乗じて得た額 を超える場合は、入札書比較価格に10分 の8を乗じて得た額（千円未満切捨て） とし、3分の2に満たない場合は、入札 書比較価格に3分の2を乗じて得た額 （千円未満切上げ）とする。



【令和8年4月1日以降】

建築営繕業務（工事監理を含む）
（算出の基礎）
直接人件費及び特別経費の合計に10分 の9を乗じて得た額
技術料等経費及び諸経費の合計に10分 の7.5を乗じて得た額
（最低制限価格の調整）
算出の基礎となる額の合計額が、入札書 比較価格に10分の9を乗じて得た額を超 える場合は、入札書比較価格に10分の9 を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、 10分の7.5に満たない場合は、入札書比 較価格に10分の7.5を乗じて得た額（千 円未満切上げ）とする。

地質調査業務（解析等調査を含まない）
（算出の基礎）
直接調査費の額
間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
諸経費の合計に 10 分の 5 を乗じて得た額
（最低制限価格の調整）
算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格に 10 分の 9 を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、3 分の 2 に満たない場合は、入札書比較価格に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。



地質調査業務（解析等調査を含まない）
（算出の基礎）
直接調査費の額
間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
諸経費の合計に 10 分の 6.5 を乗じて得た額
（最低制限価格の調整）
算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格に 10 分の 9 を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、10 分の 7.5 に満たない場合は、入札書比較価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。

【令和 8 年 3 月 31 日まで】

地質調査業務（解析等調査を含む）
（算出の基礎）
直接調査費の額
間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
諸経費の合計に 10 分の 5 を乗じて得た額
（最低制限価格の調整）
算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格に 10 分の 9 を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、3 分の 2 に満たない場合は、入札書比較価格に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。



【令和 8 年 4 月 1 日以降】

地質調査業務（解析等調査を含む）
（算出の基礎）
直接調査費の額
間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
諸経費の合計に 10 分の 6.5 を乗じて得た額
（最低制限価格の調整）
算出の基礎となる額の合計額が、入札書比較価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格に 10 分の 9 を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、10 分の 7.5 に満たない場合は、入札書比較価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。

詳しい算出方法については、「湯沢市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要領」を参照してください。